

（仮称）橋本市自治基本条例（名称案：**橋本市の自治と協働を育む条例**）

●**条例前文の意義**

前文で条例制定の背景とその必要性を述べることにより、この条例の趣旨を明確にします。また、橋本市はどんなまちか、今後どんなまちを目指すのか、まちへの想いを共有し、同じ意識を持ってまちづくりを進めることができるものであると考えています。

（前文骨子）

●**条例制定の背景とその必要性**

私たちの住んでいる地方都市・橋本は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があります、ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定するため条例を定めます。

《その他意見》

- ・社会環境の大きな変化の中で、地域の課題や市民ニーズも多様化、複雑化しており、橋本市においてもこれまでの行政サービスから大きな転換期を迎えています。これを踏まえ、市民と行政が互いにもつ資源を出し合い、一緒になってまちづくりに取り組む必要があります。また、市民と行政がともに地域社会を支え合うパートナーとして、地域課題の解決などに連携して取り組み、橋本市らしい地域コミュニティを形成する必要があります。
- ・橋本市では、これまでも市民と行政が良きパートナーとなり、「協働」をひとつの手法としてまちづくりを進めてきました。
- ・市民と行政のつながりをさらに強めることで、橋本市における自治と協働を育み、真（協働）の自立したまちを実現するための、基本的な考え方やあり方を明確にした条例を制定します。

●**歩んできた歴史や育んできた文化など、誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ**

この地は、遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として、また、都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは、豊かな自然と紀の川の清き流れとともに、この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命があります。

《その他意見》

- ・古来より伊勢（大和）街道と高野街道が交差する要衝として、また、紀の川の水運により、人、モノ、文化が交流することで栄えたまち（ロゴコンセプト）
- ・古から北に金剛山地・和泉山地、南に紀伊山地に挟まれた中を紀の川が流れ、また高野街道と大和街道、京都や奈良の都の文化と、高野や伊勢の宗教、文化が混じり合い独自の歴史と文化の育みを先人から受け継ぎ、また木食応其上人が紀の川に橋を架けたことにより霊峰高野山の宿場町として栄えてきました。

**●目指すべきまちの将来像**

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが、共に繋がり、共に支えあいながら、地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

《その他意見》

- ・地域性を重視し、地域の特色を生かした愛着あるまち
- ・地域の課題にみんなが関心を持ち、多様な担い手による柔軟な発想で、地域の実情に合った公共サービスを提供するまち
- ・地域全体でまちづくりに携わることにより、都市化とともに人とひととのつながりが希薄化した地域社会が再生（Reborn）されたまち
- ・橋本市の歴史と文化の中で育まれた先人たちのまちづくりへの見識を受け継ぎ、人とひととのつながりのある新しい地域コミュニティが形成されたまち
- ・これからもこの地に集い、住み、暮らす人々が変わらぬ恵みと豊かな生活ができる、成長し続けるまち

**●将来像を実現するための基本的な考え方**

橋本市の名前の由来のように、私たちは、世代間や地域間のかけ橋となるように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ、自らが考え、自らが創造し、自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があります、自治と協働のまちづくりを進めていきます。

《その他意見》

- ・市民、議会、行政それぞれがまちづくりの主体となり、適切な役割分担の下で、積極的に協働してまちづくりを進めます。
- ・市民と行政が一緒に考え、行動します。
- ・私たち自身が、橋本の由来である「橋」となり、世代間、地域間、次の世代へのかけ橋として、主体的にまちづくりを進めます。
- ・市民一人ひとりが「自分ごと」と捉えてまちづくりに参画します。
- ・行政は、市民の自発的な活動に対して必要な支援を行い、一緒にまちづくりを進めます。

**●私たちが目指す最終的な自治の姿**

市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。

## （条文素案）

### ■第1章 総則

#### ①目的

橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出すること

#### 考え方

#### ②定義

- (1) 市民：次のいずれかに該当する人をいいます。
- ・市内に在住している人
  - ・市内に在勤、在学する人
  - ・市内で活動する人、団体、法人
  - ・市内に事業所を置く事業者
- (2) 市：市議会、市長、その他全ての市の執行機関
- (3) 市長等：市長、その他の執行機関
- (4) まちづくり：住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組みと活動
- (5) 参画：自らの意思でまちづくりに関わること
- (6) 協働：様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などを生かし、尊重し合いながら、役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせること

#### 考え方

### ③基本理念

- (1) 住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおく  
れるまちを目指すこと
- (2) 協働してまちづくりを進めること

考え方

### ④基本原則

基本的人権尊重の下、次の3つを基本原則としてまちづくりを進めます。

- (1) 情報共有：参画や協働を進めるため、お互いに情報を共有し合うこと
- (2) 市民参画：まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画すること
- (3) 協働のまちづくり：適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと

考え方

■第2章 市民（市民の役割）

- ①自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちを良く知るために、お互いに情報を出し合い共有
- ②自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでの気持ちを持ち、主体的にまちづくりに参画
- ③公共の福祉の推進のため、公序良俗に従って行動し、お互いの意見及び行動を尊重

考え方

■第3章 市議会（市議会の役割）

- ①住民の代表で構成する市の意思決定機関として議決の責任を負い、行政活動の監視及び政策の立案を行う
- ②議会に関する基本的な事項は、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)※による

考え方

※橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)では、

## ■第4章 市長等及び職員

### ①市長等の役割

- (1) 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行う
- (2) 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、市政運営に当たる
- (3) 市は、市政運営に関する情報について、速やかに、分かりやすく市民に提供し、情報の共有に努める
- (4) 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくりや市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にする
- (5) 市は、協働を推進するに当たり、市民の自発的・自主的な活動を支援する
- (6) 市は、国や他の地方公共団体等との共通課題又は広域的課題に対して、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める

### ②職員の役割

- (1) 全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実にその職務を遂行する
- (2) 職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行い、創意工夫に努める

考え方

## ■第5章 地域づくり

### ①地域主体のまちづくり

- (1) 安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動する
- (2) 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(コミュニティ活動)の役割を尊重しながら適切な施策を講じる

### ②地域運営組織

- (1) 一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するための組織として、地域運営組織を設立することができる
- (2) 地域運営組織は、地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会と連携しながら協力してまちづくりを行う
- (3) 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組み、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組む
- (4) 地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加する
- (5) 市は、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成等に努める
- (6) 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定める

考え方

## ■第6章 市政運営

### ①総合計画

- (1) まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定する
- (2) 各分野の政策及び事業の根拠を総合計画に置き、総合計画との調整を図りながら進行管理を行う
- (3) 総合計画の策定に際しては、あらかじめ市民に情報を提供し、市民の意見を反映させるため、市民の参加を求める
- (4) 総合計画の進行状況について、市民に公表する
- (5) 総合計画は、経済的、社会的変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて検討及び見直しを行う

### ②財政運営

- (1) 自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定する
- (2) 総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努める
- (3) 予算の編成及び執行についての情報を、市民に提供するよう努める

### ③行政評価

- (1) 効果的で効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映する
- (2) 評価に当たっては、市民の参画を求める
- (3) 評価の結果を公表する

考え方

## ■第7章 最高規範性

橋本市のまちづくりの推進における最高規範として、この条例を誠実に遵守する

### 考え方

## ■第8章 条例の検証及び見直し

### ①育てる条例

- (1) この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを毎年度検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるよう育てる
- (2) 検証及び見直しに当たっては、市民の参画を求める

### ②委任

この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める

### 考え方